

# 1 「高齢者虐待」とは

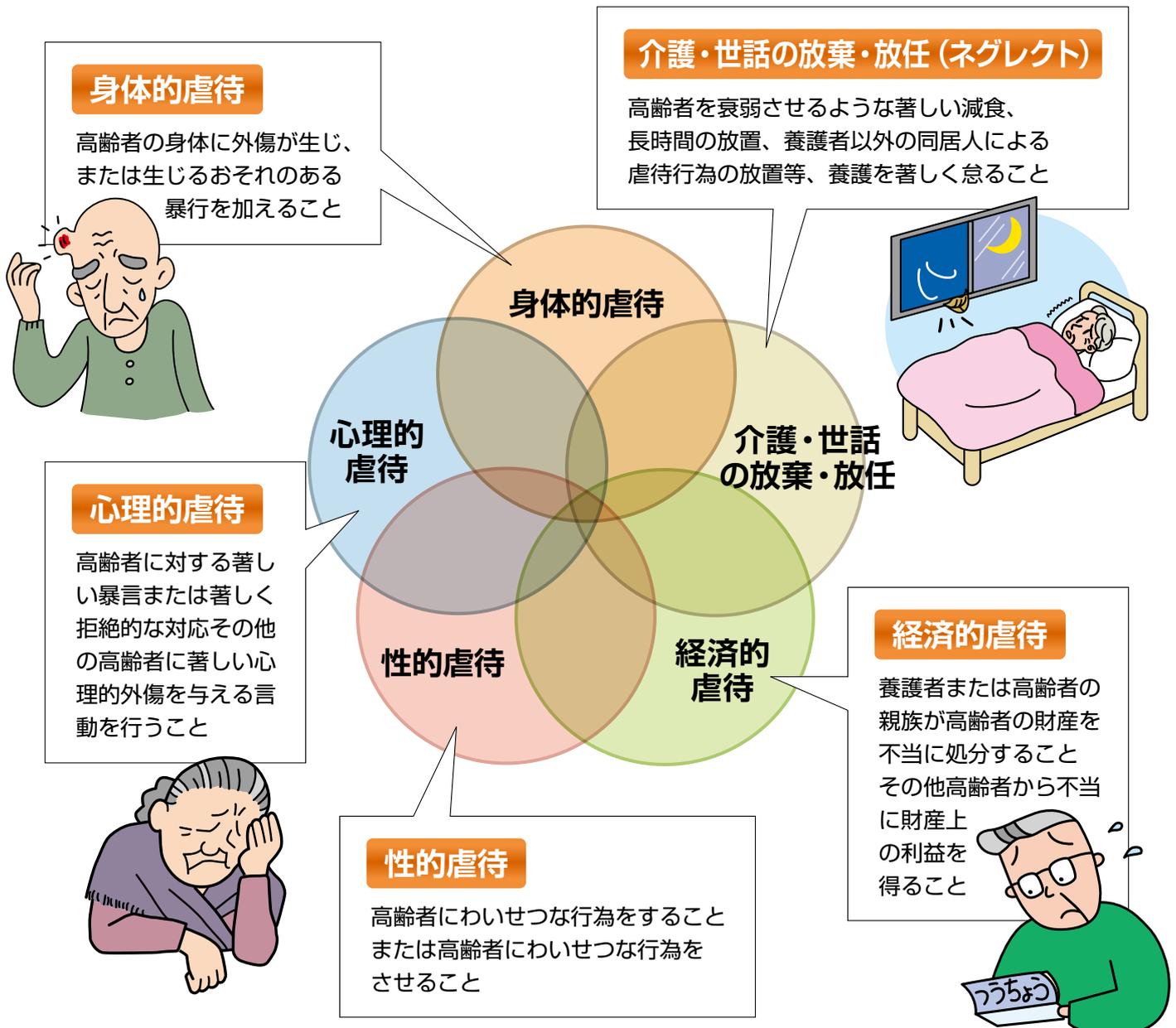
虐待は、たたいたり、食事を与えなかったりという目に見えるものだけではありません。高齢者虐待とは、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待防止・養護者支援法では、高齢者（※1）に対して行われる養護者（※2）や養介護施設従事者等（※3）による次のような行為を高齢者虐待として位置付けています。

※1 高齢者 … 65歳以上の人

※2 養護者 … 高齢者を現に養護（介護・世話）している家族、親族、同居人等

※3 養介護施設従事者等 … 老人福祉法および介護保険法で規定された施設・事業所の業務に従事する人



高齢者虐待は、必ずしもこれらのうちの一つが単独で発生するわけではなく、高齢者に必要な金銭を使わず、必要な介護・医療を受けさせない（介護・世話の放棄・放任&経済的虐待）、ののしったり言うことを聞かないとたたいたりする（心理的虐待&身体的虐待）等、複数の種類の虐待が同時に発生していることがあります。